

地方分権改革の推進について

平成 20 年 8 月
中小企業庁経営支援課

1. 経緯

政府は、地方分権改革推進委員会の第1次勧告（平成20年（2008年）5月28日）を最大限に尊重し、地方分権改革の推進に強力に取り組むことを宣明にするため、「地方分権改革推進要綱（第1次）」を6月20日に全閣僚で構成する地方分権改革推進本部決定として取りまとめた。

同要綱では、重点行政分野（商工業）に関する事項として「国の中小・ベンチャー企業育成施策は、金融上、税制上の措置による事業環境の整備を基本とし、国が個別企業に対して行う直接支援は、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する。独立行政法人中小企業基盤整備機構の行うベンチャー育成事業についても同様の視点から全国的視点に立った事業に限定する。」、「商工会議所と商工会の一元化を含めた新たな商工団体制度を設けるなど、地域の商工団体の在り方について必要な検討を行い、平成20年度中に結論を得る。」等とされているところ。

2. 今後の進め方

中小企業者のニーズ、商工団体の現状・課題等を明らかにすることにより対応を図って行くこととする。そのために必要な調査等を実施する。